預託法等の改正及び執行の強化等を求める意見書

近年、デジタル化の進展などによるデジタルプラットフォームを活用した新たな消費者 取引に係るサービス等が普及する一方、契約内容等を十分に理解していない消費者のぜい 弱性につけ込む悪質な手口による被害の相談件数が増加している。

こうした状況を踏まえ、消費者庁が設置した特定商取引法及び預託法の制度の在り方に 関する検討委員会が取りまとめた報告書においては、特定の商品や施設利用権を一定期間 預かり、利子などの財産上の利益を供与する預託等取引契約は、販売を伴う場合、消費者 に甚大な財産被害を与えるおそれがあるため、特定商品等の預託等取引契約に関する法律 (預託法)により原則禁止とすべきであると明記された。

また、同報告書においては、商品販売に際し、定期購入であることを容易に認識できないように表示することや、契約の解約や解除を不当に妨害する詐欺的な定期購入商法について、特定商取引に関する法律(特定商取引法)による執行を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に不安を感じ、在宅時間が長くなった者に対し一方的に商品を送り付けた上で代金を請求する送り付け商法については、同法による規制の内容を周知することなどが必要であるとされた。

本市においても、消費者行政センターへの被害の相談件数は増加傾向にあることから、報告書の内容を踏まえた、早急な対応が必要である。

よって、国におかれては、悪質な商取引を未然に防ぎ、消費者の利益を保護するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 預託法及び特定商取引法の改正に向けた検討を早急に行うこと。
- 2 詐欺的な定期購入商法については、特定商取引法による執行を強化するなど適切な 対処を図ること。
- 3 送り付け商法については、特定商取引法による規制内容の周知を図るとともに、報告書の内容を踏まえ、更なる制度的措置の検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 宛て 法務大臣 宛て 法務大臣 消費者及び食品安全担当大臣 消費者庁長官

意見書案第2号

生活保護の扶養照会の更なる見直しを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和3年3月15日

川崎市議会議長 山 崎 直 史 様

提出者	川崎市議会議員	宗	田	裕	之
	IJ	勝	又	光	江
	IJ	大	庭	裕	子
	IJ	石	Ш	建	=
	IJ	井	口	真	美
	IJ	渡	辺		学
	IJ	片	柳		進
	IJ	赤	石	博	子
	IJ	後	藤	真左美	
	IJ	小	堀	祥	子
	IJ	市	古	次	郎

生活保護の扶養照会の更なる見直しを求める意見書

コロナ禍の経済的影響で、国内の貧困が急拡大しているが、生活に困窮しているにもかかわらず、生活保護だけは受けたくないという忌避感を示し、その申請をためらう人は少なくない。

路上生活者等の生活困窮者の支援団体が行ったアンケート調査において、生活保護を利用していない理由として最も多かった回答は、家族に知られるのが嫌だからというもので、更に20代から50代の方に限定すると4割以上がその回答を選んでおり、扶養照会により親族に連絡が行くことが、生活困窮者が生活保護を利用する上での最大の阻害要因となっていることは明らかである。

首相は、本年1月に行われた衆議院本会議等において、扶養義務者の扶養が保護に優先して行われることは、生活保護制度の基本原理であり、扶養照会は必要な手続きであるという見解を示しており、更に、厚生労働省の通知においても、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること等としているが、扶養が保護に優先するとは、単に事実上扶養が行われたときにこれを被扶助者の収入として取り扱うという意味に過ぎず、生活保護法においては扶養照会が不可欠とはされていない。

同省は、明らかに扶養義務の履行が期待できない場合には扶養義務者に対する直接照会をしなくても良いとしているが、扶養照会を行うことを明確に禁止するものではなく、多くの自治体で扶養照会が原則のように行われている。

このような状況の中、世論の批判を受け、同省は本年2月26日、扶養照会の運用を見直し、各自治体に対し、扶養義務履行が期待できない者の例示を追加する通知を出したが、 扶養照会を明確に禁止しているわけではなく、その対象も限定的である。

よって、国におかれては、国民に保障された権利である生活保護の申請をためらわずに 行えるよう、速やかに厚生労働省通知を改正し、扶養照会を実施するのは、申請者が事前 に承諾し、かつ、明らかに扶養義務の履行が期待できる場合に限る旨の通知を発出するこ とを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 宛て 総務大臣 厚生労働大臣